

青森県内企業の 未来を豊かに



青森県内
中小企業
小規模事業者

持続的賃上げ環境整備促進事業費

補助金

募集期間

令和8年

4/27月▶9/1火

青森県では、県内中小企業者の持続的な賃上げ環境整備を促進するため、生産性・収益力向上や成長力強化に向けた設備投資等を支援します！

※本事業は、国の重点支援地方交付金を活用し実施します。

対 象

県内に事業所を有し、1名以上の常時使用する従業員がいる
中小企業者（法人または個人事業主）



一般型



成長投資・賃上げ加速型

補助金額

50万円～300万円

補助金額

300万円～1,500万円

詳細は裏面へ

持続的賃上げ環境整備促進事業事務局

お問い合わせは相談窓口フリーダイヤルへ



0120-108-158

受付期間：4/27日～1/14日 9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

詳しくは

特設WEBサイト

（4/27より公開）



<https://chinagekankyoseibi.pref.aomori.lg.jp>

持続的賃上げ環境整備促進事業費補助金について



青森県では、県内中小企業者の持続的な賃上げ環境整備を促進するため、生産性・収益力向上や成長力強化に向けた取組を支援します。
特設WEBサイトより申請手続き内容を確認の上、申請書類をダウンロードして必要事項をご記入し、必要書類と合わせて郵送にて事務局までご提出ください。
申請後、審査を実施し、交付決定します。
対象とならない場合もありますのでご了承ください。

対 象

県内に事業所を有し、1名以上の常時使用する従業員がいる
中小企業者（法人または個人事業主）

対象経費

生産性・収益力向上や成長力強化に資する
建物費、機械装置費・工具器具備品費・システム導入費、設計費

一般型

補助上限

300万円

下限 50万円

要件（すべてを満たすこと）

- ① 常時使用する従業員が1名以上
- ② 令和7年11月22日から令和8年度地域別最低賃金発効日の前日までに
事業場内最低賃金+30円の賃上げを実施

補助率

生産性向上等に資する設備投資に要した
費用の1/2以内

申請受付 随時受け付け審査

成長投資・賃上げ加速型

補助上限

1,500万円

下限 300万円

要件（すべてを満たすこと）

- ① 常時使用する従業員が1名以上
- ② 令和7年11月22日から令和8年度地域別最低賃金発効日の前日までに
事業場内最低賃金+50円の賃上げを実施
- ③ 付加価値額等の**年平均成長率3%以上**

補助率

生産性向上等に資する設備投資に要した
費用の1/2以内

申請受付 第1回締切 6/1 第2回締切 7/1 第3回締切 8/3 第4回締切 9/1

補助金支払までの流れ

申 請

申請受付開始 4/27

特設WEBサイトから申請書をダウンロード。
「持続的賃上げ環境整備促進事業事務局」へ郵送
にて提出してください。詳しくは特設WEBサイト
をご覧ください。相談窓口までお問い合わせ
ください。

審 査

交付決定・事業開始

事業完了 (12/28)

実 績 報 告 (1/14)

検 査

支 払

※事業が完了したもののから随時報告を受け付けます

申請書ダウンロードはこちら

特設WEBサイト(4/27より公開)▶

<https://chinagekankyoseibi.pref.aomori.lg.jp>



持続的賃上げ環境整備促進事業事務局
青森市第二問屋町1丁目3-3(RABサービス内)

電話相談
窓口



0120-108-158

受付期間: 4/27⑨～1/14⑥ 9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)